

<貸館利用チェックシート>

※以下の内容を確認し、該当する箇所には☑印を入れてください。

●貸館の利用におけるルールについて●

- 利用可能な範囲を確認しました。関係者にも周知します。
- センター敷地内の飲食可能な範囲を確認しました。

	飲	食		飲	食
2階メインギャラリー	×	×	1階ライブラリー	×	×
1階アトリエ	○	×	1階サブギャラリー	○	○
1階会議室	○	○	1階キューブホール	○	○
1階ホワイエ	○	○			

- 利用する範囲以外での飲食をしないことを周知します。
- 飲食物の提供をする場合、飲食するスペースを設けます。
- 利用可能な備品を確認しました。(センターの備品以外に使用したいものがあれば別途、自身で用意します。)
- 設営・撤収は利用時間内に行います。
- 利用時間内に施設の清掃、復旧作業を行い、元の状態に戻します。
- 万が一、利用する範囲を汚してしまった場合、掃除で使用する道具や洗浄剤等は利用者が用意して行います。
- 万が一、施設及び備品に破損や汚れをつけてしまった場合、速やかにセンター職員に連絡します。
- 他の来場者の通行を妨げずに施設を利用します。
- 避難経路に物を置くなど、緊急避難の妨げになるような利用はしません。
- ゴミ箱・ゴミ袋を用意してゴミを持ち帰ります。また、利用する施設に来場者がゴミを放置していないかをチェックします。(※センターにはゴミ箱はありません。また、センターはゴミを処分しません。)
- 利用する施設に多数の来場者(同時に200名を超える来場者)が予想される場合、利用者自身で警備、駐輪場の整理等を行います。
- 火気、危険物の持ち込み・使用はしません。
- センター内全域で喫煙をしません。関係者及び来場者にも周知します。
- 天災地変などの不可抗力によって事業が実施できない場合や、不測の事故等により利用中に発生した一切(火災・盗難等)の責任は利用者が負います。(※会場使用に関する万一の事故等による損害を補償するため、イベント保険、損害保険、傷害保険等への加入をお勧めいたします。)
- 利用者が事業をキャンセルした場合は、利用者自身で「中止」の告知を行います。(※原則としてセンターは中止の告知をSNS等で致しません)
- 利用申込内容と利用内容が異なる場合は利用許可を取り消す場合があることに同意します。
- 1日ごとの来場者を退館前にセンターに報告します。

●展示関連事業について●

- 広報物(チラシ、ポスター、ウェブサイト、SNS)に「アート作品の販売が主目的であること」を記載しません。
- 展示する作品に「値札」をつけません。

●車両の乗り入れ、搬出入について●

- 車両移動の際には徐行運転をし、車両の前後に人を配置し、事故防止に努めます。
- 車両の事故の一切の責任は利用者が負います。
- サブギャラリーの搬入口に2台以上の車両を駐停車しません。(サブギャラリー利用者のみチェック)
- 搬入出のために道路に車両を駐停車しません。

※貸館利用者は、センター駐車場の中型車スペースを1日800円(大型2000円)で利用できます。

●屋外での演奏等、音の出る事業について●

□利用者が防音対策を準備します。

□音響式信号機（視覚障害者に信号機が青になったことを誘導音で知らせる信号機）の誘導音及び音声誘導が聞こえる音量で活動を行います。（センターの音量チェックを受けて、適切な音量で活動を行います。）

□近隣住民・他の利用者からの苦情などが来た場合、音量を下げる・活動を中止するなどセンターの指示に従います。

●関係機関への手続き●

関係機関への必要な手続き、申請は利用者側で必ず事前に済ませて下さい。

届け出不備や違法な状況が明らかになった場合は事業の開催中であっても利用を中止して頂きます。

● 展示以外の事業（マルシェイベント、おおやね広場でのコンサート等）には催物開催届の提出が必要です。

□宝塚市消防本部予防課に相談して運営を行いません。

お問い合わせ先：宝塚市消防本部予防課 〒665-0033 宝塚市伊子志3丁目14番61号 電話：0797-73-1953

● 大規模な集客が予測される催事（同時に200名を超える来場者が予想される場合）

□兵庫県宝塚警察署に相談して運営を行いません。

お問い合わせ先：兵庫県宝塚警察署 〒665-0835 宝塚市旭町1丁目2番30号 電話：0797-85-0110

● 飲食物の提供、販売には臨時出店届等の提出が必要です。

□阪神北泉民局宝塚健康福祉事務所食品薬務衛生課に相談して運営を行いません。

お問い合わせ先：阪神北泉民局宝塚健康福祉事務所食品薬務衛生課

〒665-0032 宝塚市東洋町2番5号 電話 0797-62-7313（食品）

● 音楽等著作物の使用

□音楽・映像・書籍などの著作物を貸館イベントを使用する場合、著作権者、もしくは著作権管理団体に事前に申し出を行い、適切な権利処理を行います。

お問い合わせ先：一般社団法人日本音楽著作権協会 JASRAC <https://www.jasrac.or.jp/index.html>

● 古物営業を目的とする利用

□古物営業法等関係法令に基づく届け出を行い適正に取引いたします。

◇事業内容の広報にあたってのお願い◇

貸館を利用して行う事業をチラシ・ポスター・ウェブサイト等で広報する際は下記に注意して行います。

□主催者名を記載します。

□問い合わせ先は主催者に直接つながる連絡先（電話番号もしくはメールアドレスなど）を記載します。

□開催日時を記載します。

□会場名は利用施設名までを記載します。

※センターのロゴマーク、公式ウェブサイトに掲載されているアクセスマップ、画像などの使用には事前の申請が必要です。ご使用を希望される場合は事前にご相談ください。

以上